

# 福島県卸売市場概要

〈令和元年度〉

令和3年12月

福島県農林水産部農産物流通課

# 目次

I	総論	1
1	卸売市場の役割	1
2	卸売市場制度の概要	2
II	福島県内卸売市場の分布状況	6
1	市町村別卸売市場の分布状況	6
2	県内卸売市場立地状況図	7
III	令和元年度福島県内卸売市場の状況	8
1	総論	8
2	開設者	10
3	卸売業者	11
4	取扱状況	12
IV	その他	20
1	県内卸売市場一覧	20
2	卸売市場に対する行政措置概要	23
3	補助事業の実績（消費地市場）	27
4	県内卸売市場関係団体（消費地市場）	30
5	卸売市場行政に関する県の窓口	30

# I 総論

## 1 卸売市場の役割

生鮮食料品は、その生産が天候や季節などの自然的条件の影響を強く受け、規格性・貯蔵性に乏しいなどの商品特性があること、流通の両端にある生産と消費が一般的に零細かつ分散的であること、日常生活において不可欠であること等から需要の弾力性が小さく、日々、安定した供給を確保することが必要とされるため、他の物品とは異なった卸売市場を中心とする流通機構が形成されている。

近年、産地側における生産・出荷単位の大規模化、買い手側における量販店や外食・中食産業等の大口需要者の取扱比率の増大、あるいは輸入農産物の増大や市場外流通の多様化等さまざまな環境の変化の中にあつて、卸売市場においては、取扱高は総じて減少傾向にあるとともに、その取引形態も相対取引の割合が増加するなどの変化が見られるが、依然として卸売市場は生鮮食料品等の流通の中核的な役割を果たしている。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の際には、県内外から届けられる救援物資の配送等の中継点としても機能するなど、災害時のインフラとしての役割も担っている。

### (1) 卸売市場とは

- ① 野菜、果実、水産物、食肉、花き等の生鮮食料品等の卸売を行う場であること。

すなわち、生鮮食料品以外の食料品あるいは工業製品を取り扱う場とは異なり、生鮮食料品等を専門に取り扱う場であり、かつ、一般消費者への販売を対象とせず、卸売を受けたものに調製・加工等を行って再販売する小売店や飲食店等を対象に取引が行われる場である。

- ② その場において、多数の出荷者から販売の委託を受けた卸売業者と多数の買手との間で、公開かつ統一的な運営原則のもとに取引が行われる場であること。

したがって、生鮮食料品を取り扱う場であっても、単なる荷さばき所や、あらかじめ特約関係にあるものに対して供給販売するための施設とは区別されている。

- ③ 卸売場、駐車場、その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を有する場であること。

単なる広場とか倉庫があればよいということではなく、物品の搬入、分荷、搬出等、市場内の物流が効率的に行われるよう、施設が整備されていること。

- ④ 生鮮食料品の商品特性及び消費者の購買等の商慣習から、ほぼ毎日継続して開場される場であること。

したがって、季節的に特定品目の取引のために開場される市場とは区分される。

### (2) 卸売市場の機能

- ① 集・分荷機能

多種多様な生鮮食料品等を各地から広く集荷する品揃えの機能と、小売業者等に対して販売し分荷する機能であり、卸売市場の基本的な機能。

- ② 価格形成機能

多数の出荷者から販売委託を受けた生産物を、セリ等による多数の買手間の適切な競争を通じて需要・供給を反映した公正な価格を形成する機能。

- ③ 代金決済・信用賦与機能

卸売を受けた多数の小売業者からの迅速な販売代金の回収と、出荷者に対する迅速確実な販売代金の支払いを行い、卸売市場における迅速確実な取引の裏付けとなる機能。

④ 情報機能

生鮮食料品等の需給に係る情報の収集・伝達機能。

(3) 卸売市場に対する行政措置

① 法令等

卸売市場法（昭和46年制定）

卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として、重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

※ 近年の流通の多様化に対応するため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が平成30年6月に公布され、卸売市場の許可制が認定制になるほか、国及び都道府県の卸売市場整備計画や都道府県卸売市場審議会の規定が削除されるなど、卸売市場法が令和2年6月21日に改正された。

本県においても卸売市場法改正の趣旨を踏まえ、福島県卸売市場条例、福島県卸売市場整備計画及び福島県卸売市場審議会を令和2年6月21日に廃止した。

② 助成措置

(ア) 補助制度

- ・ 中央卸売市場及び地方卸売市場が、食品等の流通合理化及び取引の適正化に関する法律に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画に従って実施する施設の整備について支援する。

(イ) 融資制度

・ 卸売市場近代化施設

卸売市場の開設者（地方公共団体を除く。）、卸売市場の卸売業者等が卸売市場の業務に必要な施設の整備を行う場合、日本政策金融公庫から長期かつ低利の融資が受けられる。

・ 卸売市場機能高度化型施設

卸売市場の開設者（地方公共団体を除く。）、卸売市場の卸売業者等が卸売市場の機能高度化に必要な施設の整備を行う場合、日本政策金融公庫から長期かつ低利の融資が受けられる。ただし、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に基づき、農林水産大臣による食品等流通合理化計画の認定を受ける必要がある。

2 卸売市場制度の概要

(1) 法的な沿革

大正12年 中央卸売市場法制定

主要都市における中央卸売市場の開設を推進。

昭和25年 福島県魚市場条例制定

- 昭和39年 福島県青果物市場条例制定  
 昭和46年 卸売市場法制定  
           中央卸売市場、地方卸売市場を関連づけ、国及び地方公共団体が一体となって市場行政を推進。  
 昭和46年 福島県卸売市場条例制定  
 令和 2年 卸売市場法改正  
           許可制から認定制への移行等の規制緩和により、流通の多様化への対応を推進。  
 令和 2年 福島県卸売市場条例廃止

(2) 卸売市場の種類

卸売市場には、①中央卸売市場、②地方卸売市場、③その他卸売市場の3種類がある。

区分	法令等による規定の要約	施設規模要件
中央卸売市場	卸売市場法施行規則で定める基準に該当するものであって、卸売市場法第4条第1項の規定により農林水産大臣の認定を受けた卸売市場	卸売場、仲卸売場及び倉庫の面積の合計がおおむね次の各号に定める面積以上であること ①野菜及び果実 10,000 m <sup>2</sup> ②生鮮水産物 10,000 m <sup>2</sup> ③肉類 1,500 m <sup>2</sup> ④花き 1,500 m <sup>2</sup> ⑤前各号以外 1,500 m <sup>2</sup>
地方卸売市場	卸売市場法第13条第1項の規定により都道府県知事の認定を受けた卸売市場	なし
その他卸売市場	中央卸売市場、地方卸売市場以外の卸売市場（県の管轄外）	なし

(3) 卸売市場関係者

① 開設者

卸売市場を設置し、その管理を行う者をいう。

福島県には、国が認定・監督を行っている中央卸売市場として、いわき市中央卸売市場（いわき市）の1市場がある。

福島県が認定・監督を行っている地方卸売市場は、市町村が開設者となる公設地方卸売市場として、福島市公設地方卸売市場（福島市）、二本松市公設地方卸売市場（二本松市）、郡山市総合地方卸売市場（郡山市）、白河市公設地方卸売市場（白河市）、会津若松市公設地方卸売市場（会津若松市）、いわき市公設地方卸売市場（いわき市）の6市場があり、第3セクターが開設者となる準公設地方卸売市場として、相馬総合地方卸売市場（相馬総合卸売市場(株)）の1市場がある。

また、市町村以外が開設者となる民営地方卸売市場が12市場ある。

## ② 卸売業者

出荷者から委託された物品又は自らが買付けた物品を市場内で仲卸業者及び買受人に販売する者をいう。

販売の方法は、セリ売若しくは入札又は相対で行い、卸売業者はその売り上げから一定の手数料を受け取る。取引方法については、利害関係者の意見又は市場取引委員会等の意見を聴いたうえで、開設者が業務規程等において規定している。

卸売業者は、多数の出荷者から販売の委託を受け、公正な価格形成をし、迅速な代金決済を行うことを主要業務内容とすることから、出荷者、買受人等の信用を得なければならないため、開設者の監督、検査を受け、営業状態や資産内容の健全化に努めている。

## ③ 仲卸業者

卸売市場内に店舗を持ち、卸売業者から買い受けた物品を仕分けし、調製して、小売業者や大口需要者等に販売する業務を営む者をいう。

専門的な観点からの商品評価能力を有することにより、市場における価格形成に重要な役割を果たしている。また、大規模な卸売市場においては、小売業者、大口需要者などが多数にのぼるため、卸売業者と小売業者などの間に立って分荷することも重要な機能である。

## ④ 買受人

セリ等に参加し、卸売業者から直接卸売を受ける者をいう。具体的には、小売業者、給食業者、飲食業者等である。なお、中央卸売市場では「買受人」という用語の代わりに「売買参加者」という用語を用いているが、その内容は同じである。

## ⑤ 買出人

仲卸業者が卸売業者から仕入れて仕分けし、調製した物品を仲卸業者から仕入れる者をいう。

時間的又は人間的に早朝のセリ等に参加できない小売業者、飲食店、病院、旅館、加工業者等である。

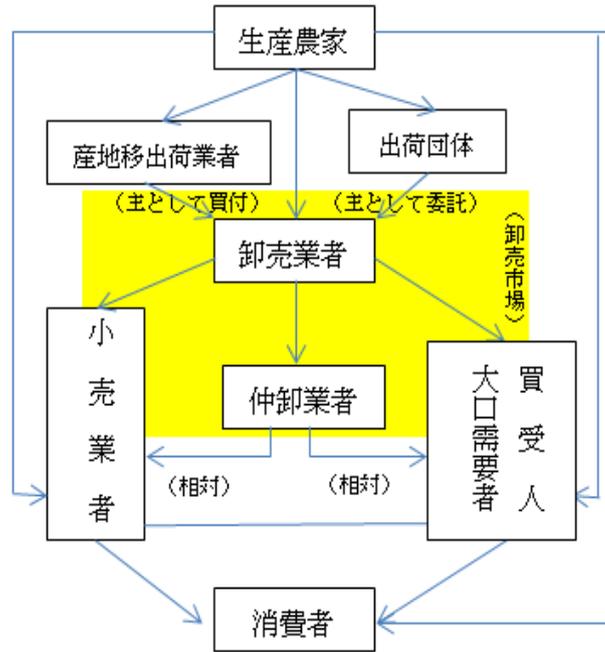
## ⑥ 関連事業者

卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人（売買参加者）及び買出人等市場利用者に便益を提供する観点から、開設者が市場内の店舗その他の施設において営業を営むことを許可した者をいう。

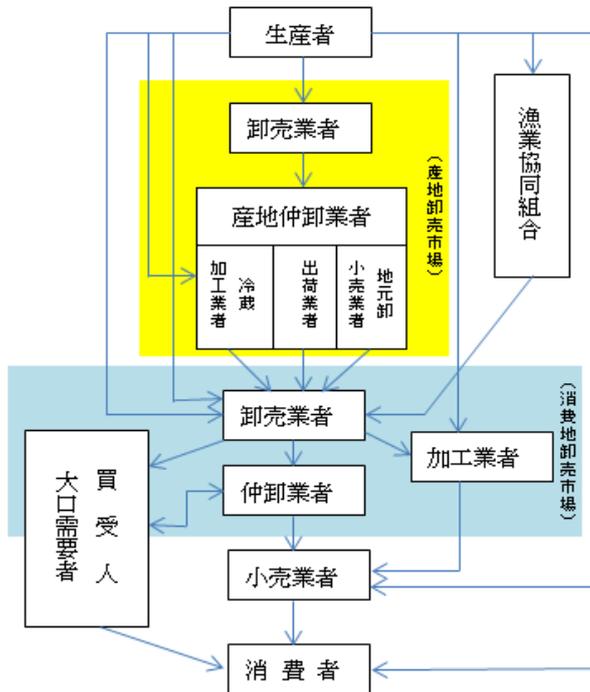
例えば、市場取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売業、市場取扱品目の買荷保管業、場内運送業、市場取扱品目を主として保管又は貯蔵する倉庫業及び精算代払機関（第1種関連事業）並びに食堂、喫茶店、薬局、理容業等（第2種関連事業）がある。

(4) 生鮮食料品の流通経路と卸売市場関係図

① 青果・花き



② 水産物



## Ⅱ 福島県内卸売市場の分布状況

### 1 市町村別卸売市場の分布状況

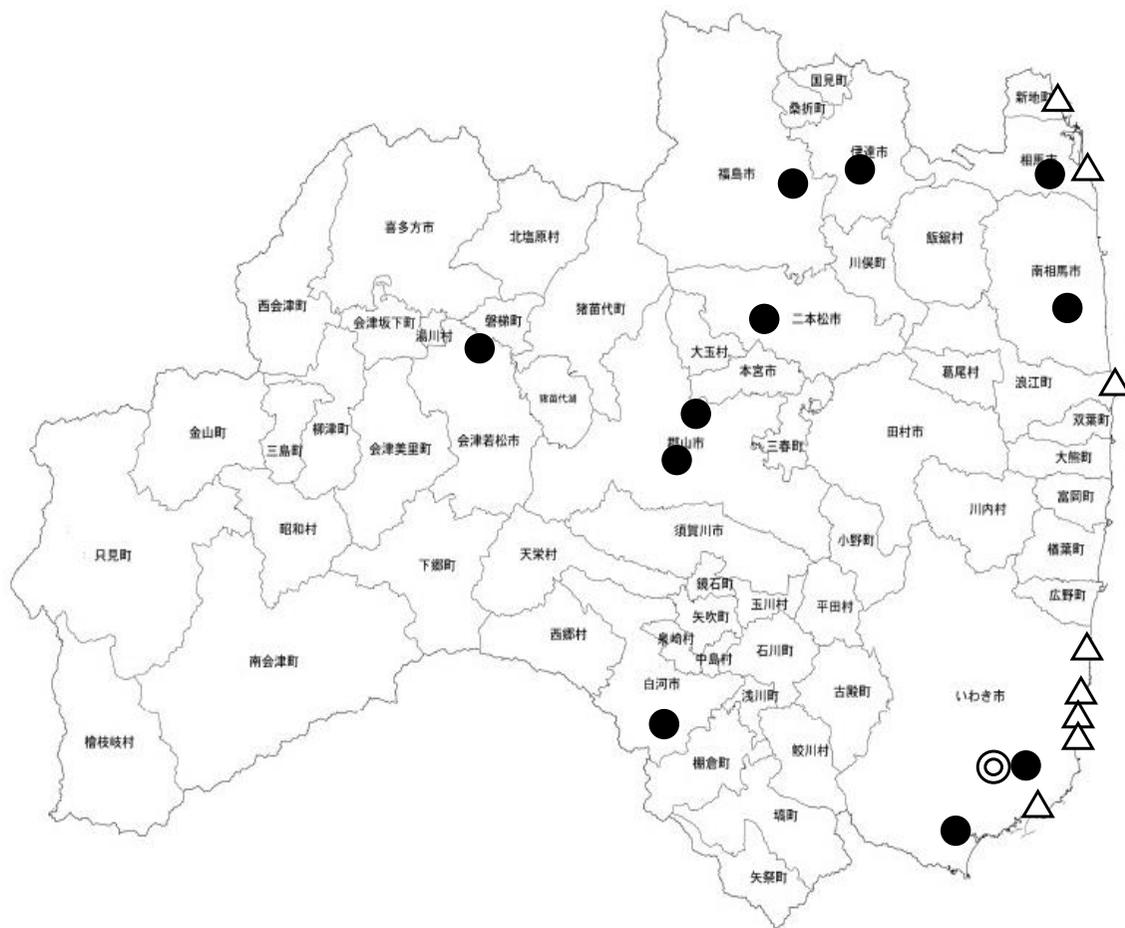
(令和3年11月末日現在)

	中央卸売市場	地方卸売市場							計
		総合市場(青果・水産物・花き)	総合市場(青果・水産物)	青果市場	水産物市場(消費地)	花き市場	水産物市場(産地)	小計	
福島市		1(1)						1(1)	1(1)
二本松市			1(1)					1(1)	1(1)
伊達市				1				1	1
郡山市		1(1)		1				2(1)	2(1)
白河市			1(1)					1(1)	1(1)
会津若松市		1(1)						1(1)	1(1)
いわき市	1(1)			1		1(1)	5	7(1)	8(2)
相馬市			1<1>				1	2<1>	2<1>
南相馬市				1				1	1
浪江町							1	1	1
新地町							1	1	1
計	1(1)	3(3)	3(2)<1>	4	0	1(1)	8	19(6)<1>	20(7)<1>

( ) 内は公設市場を内数で表示したものである。

< > 内は準公設市場を内数で表示したものである。

2 県内卸売市場立地状況図



卸売市場数		
中央卸売市場	1	◎
地方卸売市場	11	●
地方卸売市場 (水産物産地市場)	8	△
計	20	

### Ⅲ 令和元年度福島県内卸売市場の状況

#### 1 総論

令和2年3月末現在における県内の卸売市場数は、中央卸売市場が1市場、地方卸売市場が19市場（うち水産物産地市場が6市場）、その他卸売市場が9市場（うち水産物産地市場が6市場）あり、合計で29市場となっている。

#### (1) 種類別市場数

県内の卸売市場を種類別にみると、水産物産地市場が12市場と最も多く、次いで青果市場8市場、複数分類を扱う総合市場が7市場、花き市場2市場の順となっている。

なお、食肉市場については、県内には設置されていない。

表-1 種類別卸売市場数 令和2年3月末日現在

種類	区分	中央卸売市場	地方卸売市場			その他卸売市場	合計	
			計	公設	準公設			民営
青果・水産物・(花き)市場		1	6	5	1		7	
青果市場			5	1		4	3	8
水産物(消費地)市場			0					0
水産物(産地)市場			6			6	6	12
花き市場			2	1		1		2
計		1	19	7	1	11	9	29

注) 東日本大震災の影響で営業を休止している市場を含む。

#### (2) 年次別市場数

県内卸売市場数を年次別（整備計画策定時）にみると、市場の統合等により、総数では減少傾向となっている。

表-2 年次別（整備計画策定時）市場数の推移

種類	区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次
		整備計画策定時 (47.8)	整備計画策定時 (51.9)	整備計画策定時 (56.9)	整備計画策定時 (61.11)	整備計画策定時 (3.11)	整備計画策定時 (8.12)	整備計画策定時 (13.11)	整備計画策定時 (17.10)	整備計画策定時 (28.11)
中央卸売市場		0	1	2	2	2	2	2	2	1
青果・水産物・(花き)市場		1	3	4	4	4	5	5	5	6
青果市場		46	34	21	18	18	15	12	10	9
水産物(消費地)市場		45	25	13	12	9	4	3	1	0
水産物(産地)市場		14	14	16	14	14	15	14	13	12
花き市場		7	8	6	7	6	5	5	1	2
計		113	85	62	57	53	46	41	32	30

(3) 規模別市場数

県内卸売市場（水産物産地市場を除く。）を用地面積及び卸売場面積の規模別に見ると、表－3、表－4のとおりである。

ア 用地面積

用地面積の規模は、中央卸売市場や複数分類を扱う青果・水産物（・花き）市場（総合市場）が大きい傾向が見られる。

表－3 用地面積の規模別市場数(水産物産地市場を除く。) 令和2年3月末日現在

市場区分		規模別								計
		300m <sup>2</sup> 未満	300 ～ 500 未満	500 ～ 1,000 未満	1,000 ～ 1,500 未満	1,500 ～ 3,000 未満	3,000 ～ 5,000 未満	5,000 ～ 10,000 未満	10,000 以上	
中央卸売市場									1	1
青果・水産物・(花き)市場 (公設及び準公設地方卸売市場)								1	5	6
青果	地方卸売市場 (公設1市場を含む)				1	1	1	2		5
	その他卸売市場			1		1			1	3
水産物	地方卸売市場									0
花き	地方卸売市場					1		1		2
計		0	0	1	1	3	1	4	7	17
構成比(%)		0.0	0.0	5.9	5.9	17.6	5.9	23.5	41.2	100

注1) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場を含む。

注2) 構成比の和は四捨五入の都合で計に一致しない場合がある。

イ 卸売場面積

表－4 卸売場の規模別市場数(水産物産地市場を除く。) 令和2年3月末日現在

市場区分		規模別								計	
		150m <sup>2</sup> 未満	150 ～ 200 未満	200 ～ 330 未満	330 ～ 500 未満	500 ～ 1,000 未満	1,000 ～ 1,500 未満	1,500 ～ 2,000 未満	2,000 ～ 5,000 未満		5,000 以上
中央卸売市場										1	1
青果・水産物・(花き)市 (公設及び準公設地方卸売市場)						1	1		1	3	6
青果	地方卸売市場 (公設1市場を含む)				2	1	1		1		5
	その他卸売市場		1	2							3
水産物	地方卸売市場										0
花き	地方卸売市場				1	1					2
計		0	1	2	3	3	2	0	2	4	17
構成比(%)		0.0	5.9	11.8	17.6	17.6	11.8	0.0	11.8	23.5	100

注1) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場を含む。

注2) 構成比の和は四捨五入の都合で計に一致しない場合がある。

(4) 関係者数

県内卸売市場（水産物産地市場を除く。）の関係者数は、表－5のとおりである。

卸売業者は、青果が18業者、水産物が9業者、花きが5業者で、全部で32業者ある。

なお、卸売業者のうち、同一市場内の2部門において卸売業務を行っている形態が1社ある。

表－5 卸売市場関係業者数(水産物産地市場を除く。) 令和2年3月末日現在

市場区分	区分	卸売市場数	開設者数	卸売業者数	仲卸業者設置市場数	仲卸業者数		
						青果	水産物	花き
中央卸売市場		1	1	青果 1 水産 2	1	5	5	
青果・水産物・(花き)市場 (公設及び準公設地方卸売市場)		6	6	青果 9 水産 7 花き 3	5	22	15	3
青果	地方卸売市場 (公設1市場を含む)	5	5	5	1	2		
	その他卸売市場	3	3	3				
水産物	地方卸売市場							
花き	地方卸売市場	2	2	2	1			1
計		17	17	32	8	29	20	4

注1) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場の分を含む。

注2) 卸売業者数は、1社を複数で計上している場合がある。

2 開設者

県内卸売市場（水産物産地市場を除く。）の開設者の経営組織形態（表－6）を見ると、地方公共団体が開設している卸売市場は、中央卸売市場を含め8市場あり、その他に市が出資した第3セクター（準公設）による卸売市場が1市場ある。また、株式会社等が開設している民設民営の卸売市場が8市場ある。

表－6 卸売市場開設者の経営組織形態(水産物産地市場を除く。) 令和2年3月末日現在

市場区分	区分	地方公共団体	第3セクター	株式会社	有限会社	合名会社	事業協同組合	農業協同組合	個人	計	
											中央卸売市場
青果・水産物・(花き)市場 (公設及び準公設地方卸売市場)		5	1								6
青果	地方卸売市場 (公設1市場を含む)	1		3	1						5
	その他卸売市場			2					1		3
水産物	地方卸売市場										0
花き	地方卸売市場	1			1						2
計		8	1	5	2	0	0	0	1		17

### 3 卸売業者

県内卸売業者（水産物産地市場卸売業者を除く。）の令和元年度における年間取扱金額の規模別分類は、表－7のとおりである。

表－7 取扱金額の規模別卸売業者数 令和2年3月末日現在

取扱金額	卸売業者区分		中央卸売市場			地方卸売市場		その他卸売市場	計
	青果	水産物	青果	水産物	花き	青果			
5千万円未満						1		1	
5千万円以上 1億円未満			1				1	2	
1億円以上 2億円未満			1					1	
2億円以上 3億円未満				1			1	2	
3億円以上 5億円未満			3	1				4	
5億円以上 7億円未満			1	1		2		4	
7億円以上 10億円未満			3	1		1		5	
10億円以上 15億円未満						1		1	
15億円以上 20億円未満			1	1				2	
20億円以上 50億円未満		1	2					3	
50億円以上 100億円未満				1				1	
100億円以上	1	1	1	1				4	
計	1	2	13	7	5	2		30	

注1) 卸売業者の事業年度は、その始期及び終期は同一ではないが、すべて令和元年度として計上した。

注2) 東日本大震災の影響で営業を休止している富岡町公設地方卸売市場と浪江青果市場の分(青果2業者)は集計から除いた。

#### 4 取扱状況

##### (1) 令和元年度品目別市場区分別取扱状況

###### ア 青果

品目 市場区分	野菜		果実		その他		計		調査対象 卸売市場
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
中央卸売市場	6,733,322	28.3	7,803,902	46.8	250,941	29.2	14,788,165	35.8	1
地方卸売市場	16,819,593	70.8	8,760,361	52.6	600,656	69.8	26,180,610	63.4	10
その他卸売市場	220,144	0.9	106,042	0.6	8,655	1.0	334,841	0.8	2
計	23,773,059	100.0	16,670,305	100.0	860,252	100.0	41,303,616	100.0	13

注1) 各卸売業者の令和元年度実績による。(以下同じ)

注2) 品目の「その他」は中央卸売市場と地方卸売市場ではその内容が異なる。

注3) 構成比の和は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

注4) 東日本大震災の影響で営業をしていない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

12

###### イ 水産物 (産地市場を除く)

品目 市場区分	鮮魚		冷凍		塩干加工		その他		計		調査対象 卸売市場
	金額 (千円)	構成比 (%)									
中央卸売市場	4,557,524	30.4	4,678,743	44.9	4,541,635	27.4	0	0.0	13,777,902	32.6	1
地方卸売市場	10,419,300	69.6	5,735,754	55.1	12,018,807	72.6	306,737	100.0	28,480,598	67.4	6
その他卸売市場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
計	14,976,824	100.0	10,414,497	100.0	16,560,442	100.0	306,737	100.0	42,258,500	100.0	7

###### ウ 花き

品目 市場区分	切花		鉢物		花木その他		計		調査対象 卸売市場
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
中央卸売市場	—	—	—	—	—	—	—	—	0
地方卸売市場	2,952,875	100.0	387,276	100.0	98,269	100.0	3,438,420	100.0	5
その他卸売市場	—	—	—	—	—	—	—	—	0
計	2,952,875	100.0	387,276	100.0	98,269	100.0	3,438,420	100.0	5

## (2) 令和元年度集荷形態別取扱状況（金額ベース）

項目 品目・市場区分		合 計		委 託		買 付	
		金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
野 菜	中央卸売市場	6,733,322	100.0	4,789,095	71.1	1,944,227	28.9
	地方卸売市場	16,819,593	100.0	9,163,715	54.5	7,655,878	45.5
	その他卸売市場	220,144	100.0	38,767	17.6	181,377	82.4
	計	23,773,059	100.0	13,991,577	58.9	9,781,482	41.1
果 実	中央卸売市場	7,803,902	100.0	6,715,680	86.1	1,088,222	13.9
	地方卸売市場	8,760,361	100.0	3,890,375	44.4	4,869,986	55.6
	その他卸売市場	106,042	100.0	27,220	25.7	78,822	74.3
	計	16,670,305	100.0	10,633,275	63.8	6,037,030	36.2
鮮 魚	中央卸売市場	4,557,524	100.0	2,668,889	58.6	1,888,635	41.4
	地方卸売市場	10,419,300	100.0	246,556	2.4	10,172,744	97.6
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	14,976,824	100.0	2,915,445	19.5	12,061,379	80.5
冷 凍 魚	中央卸売市場	4,678,743	100.0	22,672	0.5	4,656,071	99.5
	地方卸売市場	5,735,754	100.0	0	0.0	5,735,754	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	10,414,497	100.0	22,672	0.2	10,391,825	99.8
塩 干 加 工 品	中央卸売市場	4,541,635	100.0	596,385	13.1	3,945,250	86.9
	地方卸売市場	12,018,807	100.0	8,121	0.1	12,010,686	99.9
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	16,560,442	100.0	604,506	3.7	15,955,936	96.3
花 き	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
	地方卸売市場	3,438,420	100.0	2,173,743	63.2	1,264,677	36.8
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	3,438,420	100.0	2,173,743	63.2	1,264,677	36.8

注1) 各卸売業者の令和元年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

注4) 四捨五入の都合で、合計と内訳が一致しない場合がある。

## (3) 令和元年度集荷形態別取扱状況 (数量ベース)

項目 品目・市場区分		合 計		委 託		買 付	
		数 量 (t)	構成比 (%)	数 量 (t)	構成比 (%)	数 量 (t)	構成比 (%)
野 菜	中央卸売市場	30,505	100.0	22,055	72.3	8,450	27.7
	地方卸売市場	85,260	100.0	45,906	53.8	39,354	46.2
	その他卸売市場	299	100.0	299	100.0	0	0.0
	計	116,064	100.0	68,260	58.8	47,804	41.2
果 実	中央卸売市場	22,539	100.0	18,427	81.8	4,112	18.2
	地方卸売市場	25,333	100.0	11,551	45.6	13,782	54.4
	その他卸売市場	141	100.0	141	100.0	0	0.0
	計	48,013	100.0	30,119	62.7	17,894	37.3
鮮 魚	中央卸売市場	4,731	100.0	3,325	70.3	1,406	29.7
	地方卸売市場	10,348	100.0	475	4.6	9,873	95.4
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	15,079	100.0	3,800	25.2	11,279	74.8
冷 凍 魚	中央卸売市場	4,077	100.0	37	0.9	4,040	99.1
	地方卸売市場	8,540	100.0	0	0.0	8,540	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	12,617	100.0	37	0.3	12,580	99.7
塩 干 加 工 品	中央卸売市場	3,658	100.0	598	16.3	3,060	83.7
	地方卸売市場	30,402	100.0	8	0.0	30,394	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	34,060	100.0	606	1.8	33,454	98.2
花 き	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
	地方卸売市場	—	—	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

注1) 各卸売業者の令和元年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

注4) 四捨五入の都合で、合計と内訳が一致しない場合がある。

## (4) 令和元年度販売形態別取扱状況（金額ベース）

項目 品目・市場区分		合計		せり入札売		相対・定価売	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
野菜	中央卸売市場	6,733,322	100.0	72,418	1.1	6,660,904	98.9
	地方卸売市場	16,819,593	100.0	1,714,719	10.2	15,104,874	89.8
	その他卸売市場	220,144	100.0	38,767	17.6	181,377	82.4
	計	23,773,059	100.0	1,825,904	7.7	21,947,155	92.3
果実	中央卸売市場	7,803,902	100.0	24,973	0.3	7,778,929	99.7
	地方卸売市場	8,760,361	100.0	640,618	7.3	8,119,743	92.7
	その他卸売市場	106,042	100.0	27,220	25.7	78,822	74.3
	計	16,670,305	100.0	692,811	4.2	15,977,494	95.8
鮮魚	中央卸売市場	4,557,524	100.0	2,148,053	47.1	2,409,471	52.9
	地方卸売市場	10,419,300	100.0	566,502	5.4	9,852,798	94.6
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	14,976,824	100.0	2,714,555	18.1	12,262,269	81.9
冷凍魚	中央卸売市場	4,678,743	100.0	0	0.0	4,678,743	100.0
	地方卸売市場	5,735,754	100.0	13,548	0.2	5,722,206	99.8
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	10,414,497	100.0	13,548	0.1	10,400,949	99.9
塩干加工品	中央卸売市場	4,541,635	100.0	207	0.0	4,541,428	100.0
	地方卸売市場	12,018,807	100.0	1,253	0.0	12,017,554	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	16,560,442	100.0	1,460	0.0	16,558,982	100.0
花き	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
	地方卸売市場	3,438,420	100.0	1,541,614	44.8	1,896,806	55.2
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	3,438,420	100.0	1,541,614	44.8	1,896,806	55.2

注1) 各卸売業者の令和元年度事業の実績による。

注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

注4) 四捨五入の都合で、合計と内訳が一致しない場合がある。

## (5) 令和元年度販売形態別取扱状況（数量ベース）

項目 品目・市場区分		合計		せり入札売		相対・定価売	
		数量 (t)	構成比 (%)	数量 (t)	構成比 (%)	数量 (t)	構成比 (%)
野菜	中央卸売市場	30,505	100.0	460	1.5	30,045	98.5
	地方卸売市場	85,260	100.0	8,938	10.5	76,322	89.5
	その他卸売市場	299	100.0	299	100.0	0	0.0
	計	116,064	100.0	9,697	8.4	106,367	91.6
果実	中央卸売市場	22,539	100.0	117	0.5	22,422	99.5
	地方卸売市場	25,333	100.0	2,247	8.9	23,086	91.1
	その他卸売市場	141	100.0	141	100.0	0	0.0
	計	48,013	100.0	2,505	5.2	45,508	94.8
鮮魚	中央卸売市場	4,731	100.0	2,859	60.4	1,872	39.6
	地方卸売市場	10,348	100.0	731	7.1	9,617	92.9
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	15,079	100.0	3,590	23.8	11,489	76.2
冷凍魚	中央卸売市場	4,077	100.0	0	0.0	4,077	100.0
	地方卸売市場	8,540	100.0	19	0.2	8,521	99.8
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	12,617	100.0	19	0.2	12,598	99.8
塩加工品	中央卸売市場	3,658	100.0	0	0.0	3,658	100.0
	地方卸売市場	30,402	100.0	1	0.0	30,401	100.0
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	34,060	100.0	1	0.0	34,059	100.0
花き	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—
	地方卸売市場	—	—	—	—	—	—
	その他卸売市場	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—

注1) 各卸売業者の令和元年度事業の実績による。

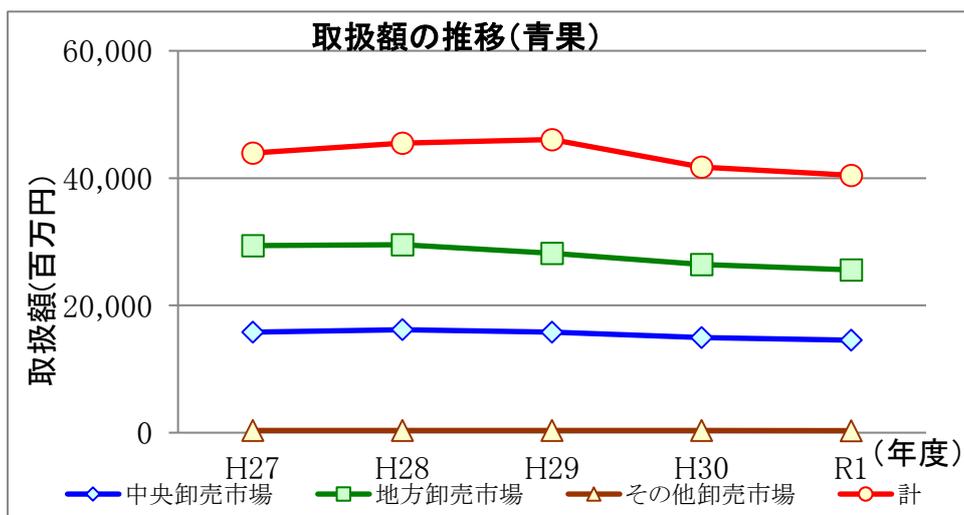
注2) 水産物に関する数量については、水産物産地市場を除く。

注3) 東日本大震災の影響で営業していない富岡町公設地方卸売市場、浪江青果市場は集計から除く。

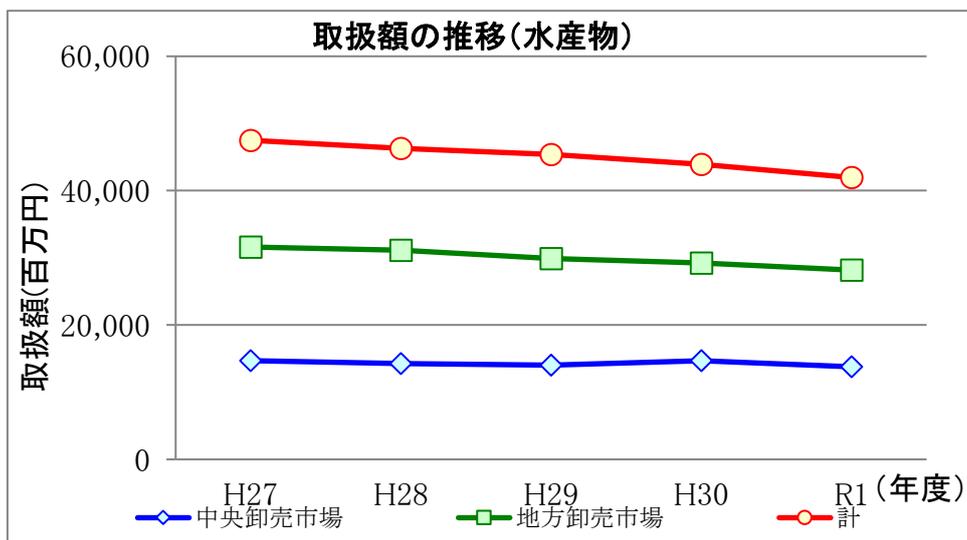
注4) 四捨五入の都合で、合計と内訳が一致しない場合がある。

(6) 品目別市場区分別取扱額の推移

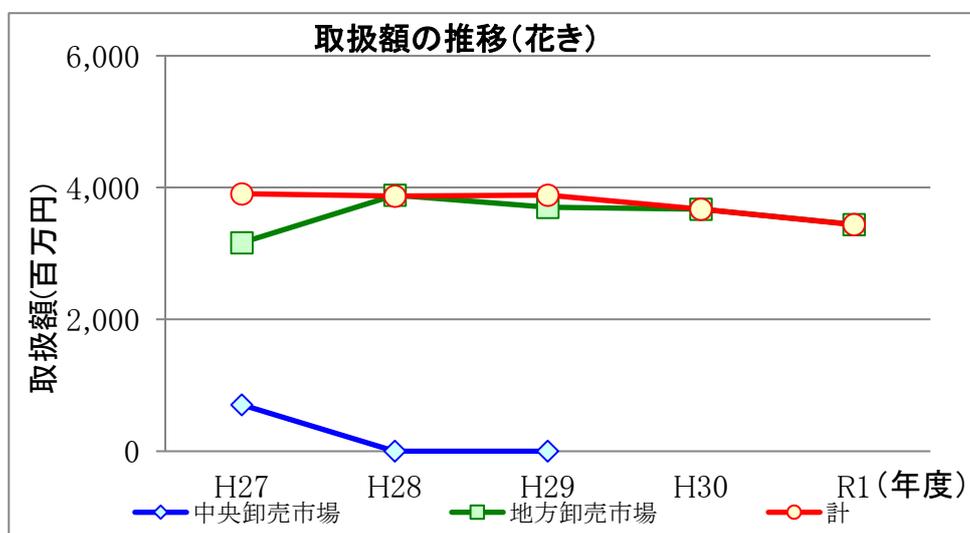
① 青果



② 水産物

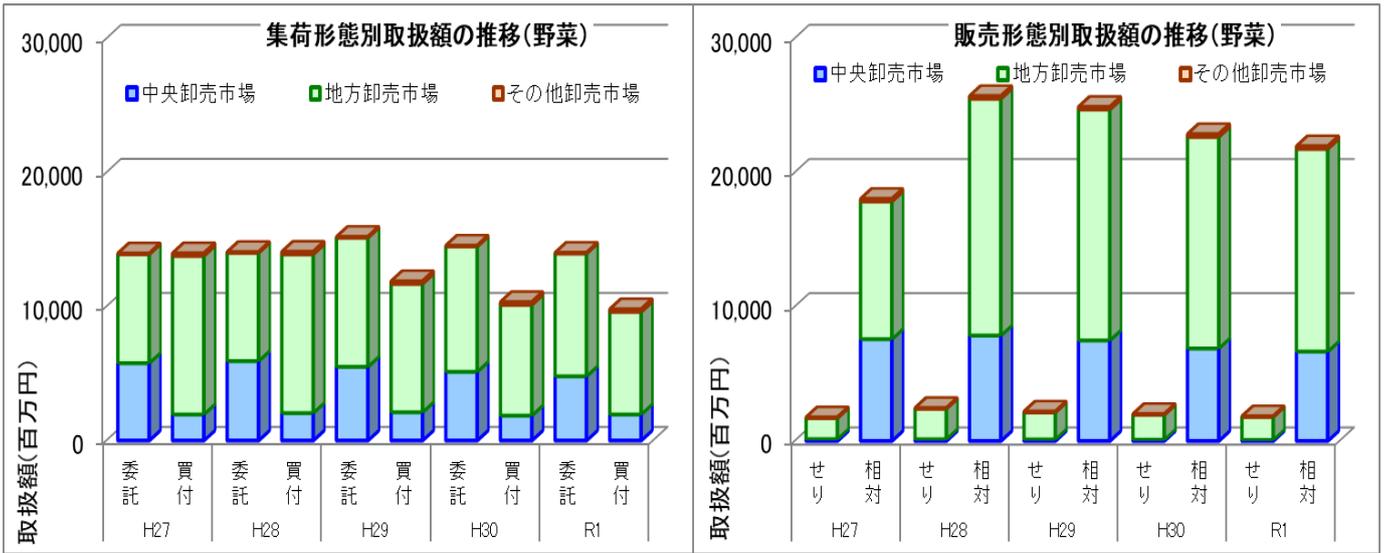


③ 花き

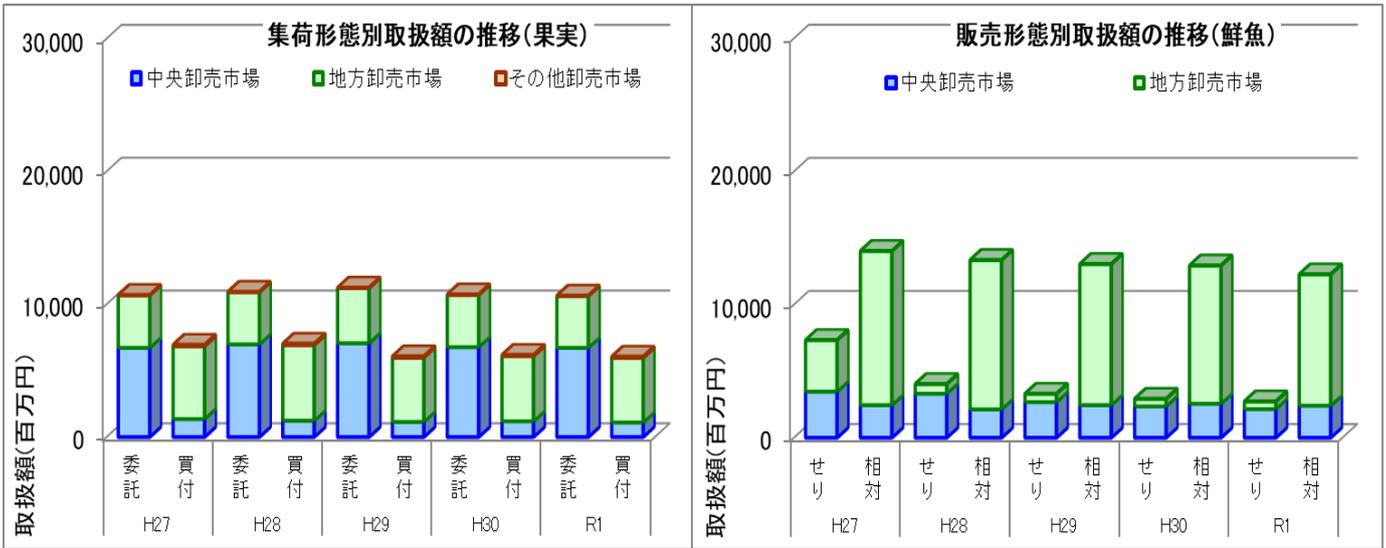


(7) 集荷の形態、販売の形態別取扱額の推移

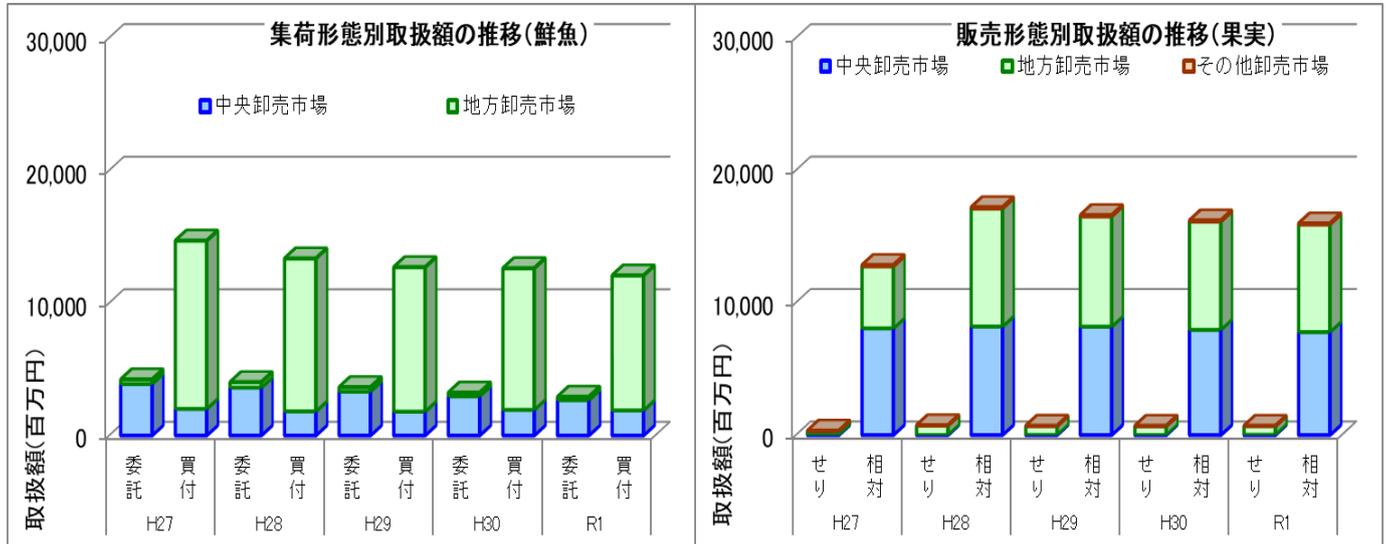
① 野菜



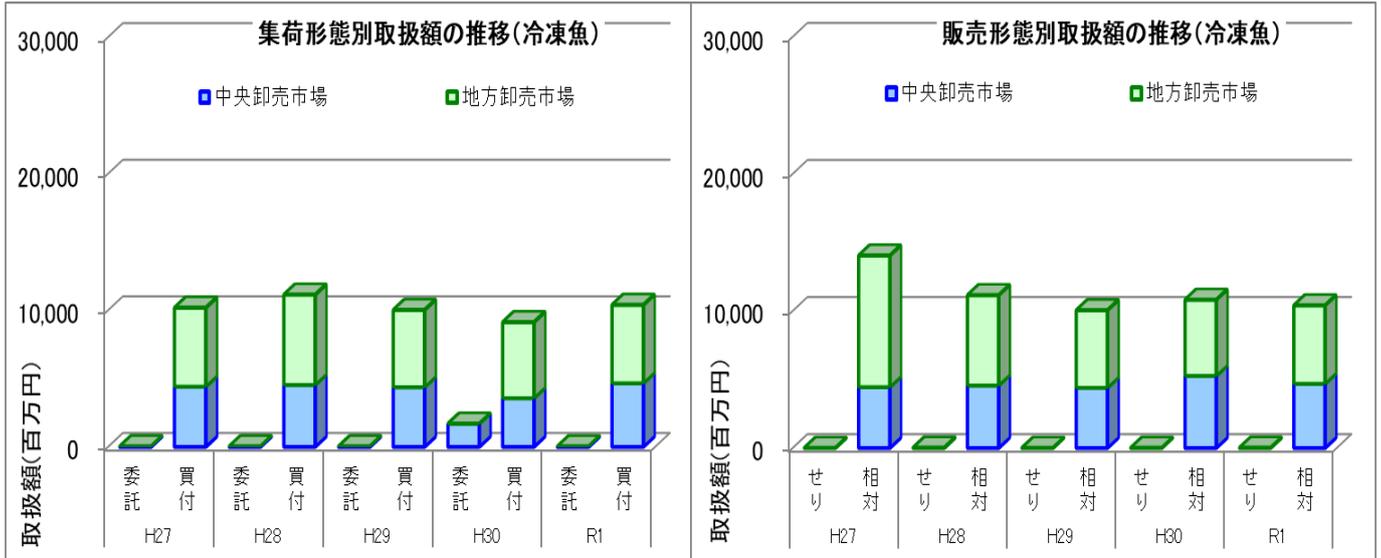
② 果実



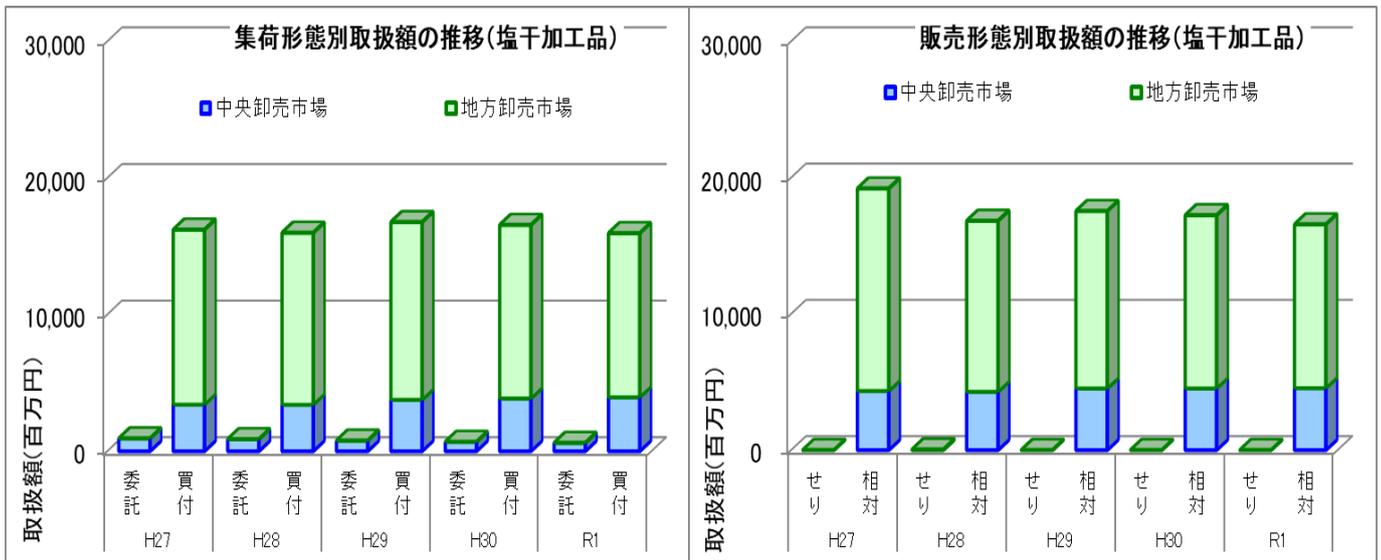
③ 鮮魚



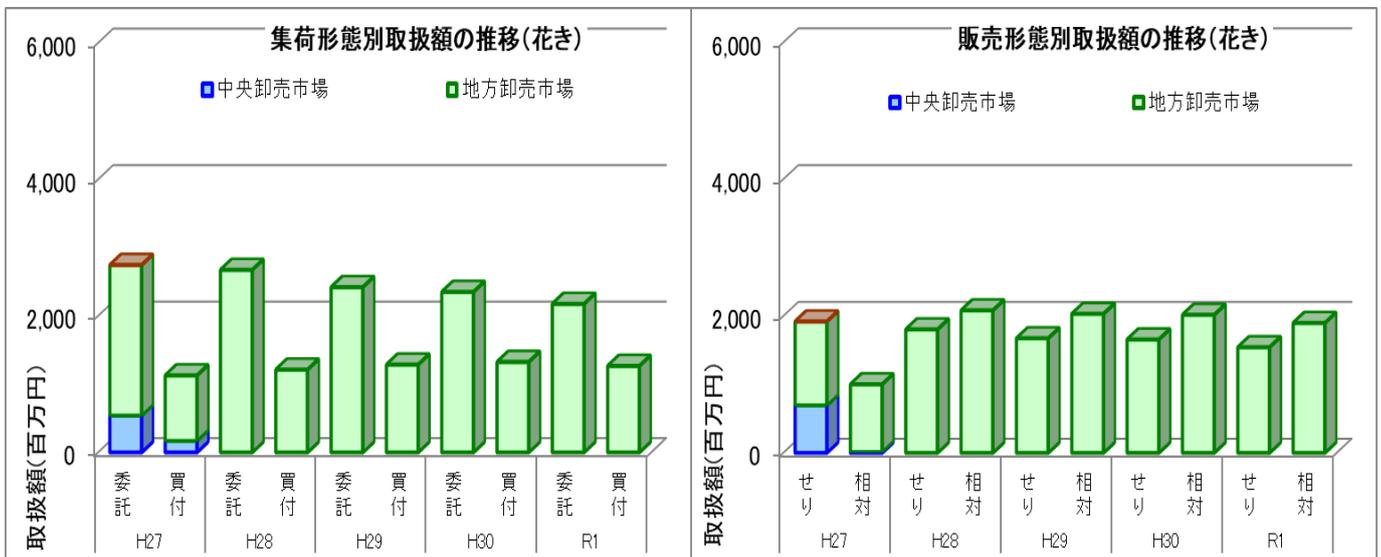
④ 冷凍魚



⑤ 塩干加工品



⑥ 花き



## IV その他

### 1 県内卸売市場一覧

#### (1) 中央卸売市場

令和3年11月末現在

市場名 (開設者名)	所在地	電話番号 FAX 番号	施設規模 (㎡)		卸売業者数
			用地	卸売場	
いわき市中央卸売市場 (いわき市)	いわき市鹿島町鹿島1番地	(0246) 29-6200 29-6204	203,818	11,267	青果 1社 水産物 2社

#### (2) 地方卸売市場

<区分：総合市場>

令和3年11月末現在

市場名 (開設者名)	所在地	電話番号 FAX 番号	施設規模 (㎡)		卸売業者数
			用地	卸売場	
福島市公設地方卸売市場 (福島市)	福島市北矢野目字樋越1番地	(024) 553-1213 553-1213	112,000	16,478	青果 1社 水産物 1社 花き 1社
郡山市総合地方卸売市場 (郡山市)	郡山市大槻町字向原114番地	(024) 961-1140 961-1124	196,442	12,919	青果 3社 水産物 1社 花き 1社
白河市公設地方卸売市場 (白河市)	白河市五番町川原25番地1	(0248) 22-1111 24-1844	11,257	2,025	青果 1社 水産物 1社
会津若松市公設地方卸売市場 (会津若松市)	会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東470番地	(0242) 39-1253 23-8180	122,000	5,730	青果 2社 水産物 2社 花き 1社
二本松市公設地方卸売市場 (二本松市)	二本松市中里67番地1	(0243) 55-5116 22-8533	7,984	1,201	青果 1社 水産物 1社

相馬総合地方卸売市場 (相馬総合卸売市場(株))	相馬市日下石字鬼越迫101番地	(0244) 36-4111 36-1118	18,185	1,152	青果 1社 水産物 1社
-----------------------------	-----------------	------------------------------	--------	-------	-----------------

※福島市公設地方卸売市場の卸売場施設規模については、青果棟、水産棟及び花き棟をすべて合わせた値に修正している。

<区分：青果市場>

令和3年11月末現在

市場名 (開設者名)	所在地	電話番号 FAX 番号	施設規模 (㎡)		卸売業者数
			用地	卸売場	
(株)伏黒青果地方卸売市場 (株)伏黒青果地方卸売市場	伊達市伏黒字観音前2番地	(024) 583-2334 551-2702	1,270	406	青果 1社
地方卸売市場東印郡山青果(株) (東印郡山青果(株))	郡山市富久山町久保田字太郎殿前 2番地	(024) 944-1570 944-8080	6,798	2,041	青果 1社
(有)勿来中央青果地方卸売市場 (有)勿来中央青果地方卸売市場	いわき市ウツギザキ8番地1	(0246) 63-6111 63-6112	2,381	467	青果 1社
地方卸売市場(株)原町中央青果市場 (株)原町中央青果市場	南相馬市原町区上高平字川原51 3番地	(0244) 22-6144 23-2701	5,145	1,346	青果 1社

21

<区分：花き市場>

令和3年11月末現在

市場名 (開設者名)	所在地	電話番号 FAX 番号	施設規模 (㎡)		卸売業者数
			用地	卸売場	
いわき市公設地方卸売市場	いわき市鹿島町鹿島1番地	(0246) 29-6200 29-6204	5,227	665	花き 1社

<区分：水産物産地市場>

令和3年11月末現在

市場名 (開設者名)	所在地	電話番号 FAX 番号	施設規模 (㎡)		卸売業者数
			用地	卸売場	
福島県漁業協同組合連合会地方卸売市場小名浜魚市場 (福島県漁業協同組合連合会)	いわき市小名浜辰巳町4番地	(0246) 28-9335 28-9330	15,989	4,570	生鮮水産物 1社
いわき市漁業協同組合久之浜地方卸売市場 (いわき市漁業協同組合)	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地	(0246) 29-3565 29-3566	3,231	809	生鮮水産物 1社
いわき市漁業協同組合沼之内地方卸売市場 (いわき市漁業協同組合)	いわき市平沼之内字浜街186番地	(0246) 29-3565 29-3566	1,723	438	生鮮水産物 1社
いわき市漁業協同組合勿来地方卸売市場 (いわき市漁業協同組合)	いわき市勿来町九面二後浦27番地の1	(0246) 29-3565 29-3566	2,798	292	生鮮水産物 1社
中之作地方卸売市場 (中之作漁業協同組合)	いわき市中之作字勝見ヶ浦51番地	(0246) 55-7111 55-7714	3,831	1,767	生鮮水産物 1社
相馬双葉漁業協同組合相馬原釜地方卸売市場 (相馬双葉漁業協同組合)	相馬市尾浜字追川196番地	(0244) 38-8301 38-8335	13,507	5,250	生鮮水産物 1社
相馬双葉漁業協同組合請戸地方卸売市場 (相馬双葉漁業協同組合)	双葉郡浪江町大字請戸字中島地先	(0240) 34-4121 38-8335	2,018	416	生鮮水産物 1社
相馬双葉漁業協同組合新地地方卸売市場 (相馬双葉漁業協同組合)	相馬郡新地町谷地小屋字浜畑76	(0244) 62-3111 38-8335	3,024	240	生鮮水産物 1社

※いわき市漁業協同組合久之浜地方卸売市場の卸売場施設規模について誤りがあったため、正しい値に修正している。

## 2 卸売市場に対する行政措置概要

- 昭和 25. 8. 30 「福島県魚市場条例」制定（県条例第 69 号）
- 〃 39. 7. 30 「福島県青果物市場条例」制定（県条例第 100 号）
- 〃 41. 8. 1 いわき市地方卸売市場小名浜魚市場開場（県内初の公設産地市場）
- 〃 43. 5. 2 卸売市場近代化資金制度の創設（農林漁業金融公庫法の一部改正）
- 〃 44. 3. 10 白河市地方卸売市場開場（青果部）（県内初の公設消費地市場）
- 〃 45. 4. 1 郡山市地方卸売市場開場（青果、水産）
- 〃 46. 4. 3 「卸売市場法」制定（法律第 35 号）（地方卸売市場に関する規定を除き 46. 7. 1 施行）
- 〃 46. 6. 30 「卸売市場法施行令」制定（制令第 221 号）
- 〃 46. 11. 30 農林省「卸売市場整備基本方針（第 1 次）」公表
- 〃 46. 12. 20 「福島県卸売市場条例」制定（県条例第 68 号）
- 〃 46. 12. 24 「福島県魚市場条例」及び「福島県青果物市場条例」廃止
- 〃 46. 12. 24 「福島県卸売市場条例施行規則」制定（県規則第 86 号）  
「福島県魚市場条例施行規則」及び「福島県青果物市場条例施行規則」廃止
- 〃 47. 1. 1 「卸売市場法」施行（地方卸売市場に関する規定の部分）
- 〃 47. 1. 31 農林省「中央卸売市場整備計画（第 1 次）」公表
- 〃 47. 8. 8 「福島県卸売市場整備計画（第 1 次）」公表
- 〃 47. 10. 1 福島市中央卸売市場開場（県内初の中央卸売市場、11 月 1 日業務開始）
- 〃 48. 4. 12 「卸売市場法施行令の一部を改正する政令」の公布（施行昭和 49 年 4 月 1 日）及び  
「卸売市場法施行規則の一部を改正する省令」の公布（同日施行）により、卸売市場に  
花き部が新たに追加された。
- 〃 49. 2. 19 「福島県卸売市場整備計画（花き）」公表
- 〃 49. 3. 26 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第 25 号）公布により、花き部  
が新たに追加された。（施行昭和 49 年 4 月 1 日）
- 〃 49. 3. 29 福島県卸売市場条例施行規則改正（花き部追加）
- 〃 49. 5. 7 白河市公設地方卸売市場に水産物部が追加設置された。（名称も白河市地方卸売市場  
から白河市公設地方卸売市場となった。）
- 〃 50. 3. 17 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第 20 号）及び福島県卸売市場  
条例施行規則の一部改正（県規則第 8 号）により、仲卸業者に関する規定が設けられた。
- 〃 50. 9. 30 会津若松市公設地方卸売市場開場（10 月 6 日業務開始）
- 〃 50. 11. 11 農林省「卸売市場整備基本方針（第 2 次）」公表
- 〃 51. 4. 1 農林省「中央卸売市場整備計画（第 2 次）」公表
- 〃 51. 9. 24 「福島県卸売市場整備計画（第 2 次）」公表
- 〃 51. 10. 22 富岡町営地方卸売市場開場（11 月 1 日業務開始）
- 〃 52. 4. 1 「卸売市場法施行規則の一部を改正する省令」の施行（冷凍鯨肉を特定物品から除外）
- 〃 52. 8. 27 いわき市中央卸売市場開場（業務開始は 9 月 12 日）（県内 2 番目の中央卸売市場）

- 昭和 54. 3. 30 二本松市公設地方卸売市場開場（4月2日業務開始）
- // 55. 12. 8 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第3次）」公表
- // 56. 4. 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第3次）」公表
- // 56. 9. 22 「福島県卸売市場整備計画（第3次）」公表
- // 57. 3. 23 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第22号）の公布により、開設許可等申請手数料が改正された。（施行期日は昭和57年4月1日）
- // 58. 3. 18 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第14号）の公布により、卸売市場開設等の許可及び登録の有効期間（5年）が廃止されることとなったことに伴い、関係条文の整備が図られた。（施行期日は昭和58年4月1日）
- // 58. 3. 18 「福島県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則」（県規則第17号）の公布により、卸売市場開設等の許可及び登録の有効期間に係る関係条文等並びに卸売市場開設等の申請、届出及び報告に係る申請書等の提出部数、様式等の整備が図られた。（施行期日は昭和58年4月1日）
- // 61. 2. 17 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第4次）」公表
- // 61. 4. 2 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第4次）」公表
- // 61. 11. 25 「福島県卸売市場整備計画（第4次）」公表
- // 62. 12. 7 いわき市中央卸売市場花き部の卸売業務許可（同日業務開始）
- 平成 3. 4. 3 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第5次）」公表
- // 3. 5. 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第5次）」公表
- // 3. 11. 26 「福島県卸売市場整備計画（第5次）」公表
- // 4. 3. 24 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第42号）の公布により、命令違反に対する罰則規定及び罰金の額が改正された。（施行期日は平成4年5月1日）
- // 5. 3. 23 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第23号）の公布により、開設許可等申請手数料の一部が改正された。（施行期日は平成5年4月1日）
- // 5. 8. 25 相馬総合地方卸売市場開場（9月3日業務開始）（県内初の準公設地方卸売市場）
- // 7. 10. 13 「福島県行政手続条例」（県条例第55号）の公布により、「福島県卸売市場条例」について聴聞に関する規定が一部改正された。（施行期日は平成8年4月1日）
- // 8. 3. 25 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第6次）」公表
- // 8. 3. 25 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第6次）」公表
- // 8. 6. 1 会津若松市公設地方卸売市場花き部の卸売業務許可（6月3日業務開始）（県内初の青果、水産物、花きを取扱う公設地方卸売市場となった。）
- // 8. 12. 13 「福島県卸売市場整備計画（第6次）」公表
- // 9. 3. 25 「福島県卸売市場条例の一部を改正する条例」（県条例第31号）の公布により、開設許可等申請手数料の一部が改正された。（施行期日は平成9年4月1日）
- // 11. 7. 16 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、卸売市場法の一部改正が行われた。
- // 11. 7. 26 卸売業務及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講ずるため、「卸売市場法及び食品流通構造改善促

- 進法の一部を改正する法律」が公布・施行された。(一部の規定は、平成 11 年 10 月 1 日あるいは平成 12 年 4 月 1 日に施行)
- 平成 11. 7. 26 「卸売市場法施行令」の一部改正公布
- 〃 11. 7. 26 「卸売市場法施行規則」の一部改正 (第 1 次) 公布
- 〃 11. 8. 31 「卸売市場法施行規則」の一部改正 (第 2 次) 公布
- 〃 11. 9. 30 農林水産省「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」の一部改正を公表
- 〃 11. 11. 12 「卸売市場法施行規則」の一部改正 (第 3 次) 公布
- 〃 11. 12. 8 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に関連し、「卸売市場法施行規則」の一部改正が公布された。
- 〃 11. 12. 24 卸売市場法の改正に対応し、売買取引の方法等について「福島県卸売市場条例」の一部改正 (県条例第 71 号) が公布・施行された。(一部の規定は、平成 12 年 4 月 1 日)
- 〃 11. 12. 24 「福島県卸売市場整備計画 (第 6 次)」の一部改正を公表
- 〃 12. 12. 22 商法等に会社分割の規定が導入されたことに対応して「福島県卸売市場条例」の一部改正 (県条例第 203 号) が公布された。(平成 13 年 4 月 1 日施行)
- 〃 13. 2. 27 「福島県卸売市場条例施行規則」の一部改正が公布・施行された。(一部の規定は、平成 13 年 4 月 1 日に施行)
- 〃 13. 3. 30 農林水産省「卸売市場整備基本方針 (第 7 次)」公表
- 〃 13. 3. 30 農林水産省「中央卸売市場整備計画 (第 7 次)」公表
- 〃 13. 11. 30 「福島県卸売市場整備計画 (第 7 次)」公表
- 〃 13. 12. 6 農林水産省「中央卸売市場整備計画」の一部改正を公表 (牛海綿状脳症発生への対応)
- 〃 14. 2. 8 「日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」の改正に関連し、「卸売市場法」及び「卸売市場法施行令」の一部改正が公布・施行された。
- 〃 14. 4. 1 郡山市総合地方卸売市場開場 (移転新設)
- 〃 15. 4. 1 福島市中央卸売市場花き部設置 (4 月 14 日業務開始)
- 〃 16. 6. 9 卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、「卸売市場法の一部を改正する法律」が公布・施行された。
- 〃 16. 6. 9 「卸売市場法施行令」の一部改正が公布・施行された。
- 〃 16. 6. 9 「卸売市場法施行規則」の一部改正公布・施行された。
- 〃 16. 10. 1 農林水産省「卸売市場整備基本方針 (第 8 次)」公表
- 〃 17. 3. 25 卸売市場法の改正に対応し、卸売市場における取引規制の緩和、適正な品質管理の推進等の措置を講ずるため、「福島県卸売市場条例」(県条例第 47 号) 及び「福島県卸売市場条例施行規則」(県規則第 39 号) の一部改正が公布された。(平成 17 年 4 月 1 日施行 ただし、委託手数料に関する事項については平成 21 年 4 月 1 日施行)
- 〃 17. 3. 31 農林水産省「中央卸売市場整備計画 (第 8 次)」公表
- 〃 17. 7. 26 「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、卸売市場法の一部改正が行なわれた。
- 〃 17. 11. 18 「福島県卸売市場整備計画 (第 8 次)」公表

- 平成 17. 12. 14 「会社法施行令」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」が公布
- 〃 18. 3. 29 会社法施行期日を定める政令により、施行日が平成 18 年 5 月 1 日となる。
- 〃 18. 5. 1 会社法施行時にあわせ、平成 18 年 5 月 1 日、福島県卸売市場条例施行規則の一部改正を行なった。
- 〃 18. 7. 11 平成 18 年 5 月 1 日より会社法が施行されたことに対応し、福島県卸売市場条例の一部を改正する条例が、平成 18 年 7 月 11 日公布・施行された。
- 〃 23. 3. 31 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第 9 次）」公表
- 〃 23. 3. 31 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第 9 次）」公表
- 〃 23. 6. 30 「卸売市場法」等の一部改正
- 〃 23. 9. 31 「卸売市場法施行規則」の一部改正
- 〃 24. 3. 30 「中央卸売市場整備計画（第 9 次）」の一部改正
- 〃 26. 4. 1 福島市中央卸売市場の地方卸売市場への転換について許可。
- 〃 27. 3. 25 福島市公設地方卸売市場開場（中央から地方への転換）
- 〃 27. 3. 26 いわき市地方卸売市場小名浜魚市場（水産物産地市場）閉場  
福島県漁業協同組合連合会地方卸売市場小名浜魚市場（水産物産地市場）開場（新設）  
（開設者がいわき市から福島県漁業協同組合連合会に変更となり、場所も若干移動したので、譲渡ではなく、新市場として開設許可）
- 〃 28. 3. 10 いわき市中央卸売市場（花き部）の地方卸売市場への転換について許可。
- 〃 28. 4. 1 農林水産省「卸売市場整備基本方針（第 10 次）」公表
- 〃 28. 4. 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画（第 10 次）」公表
- 〃 28. 4. 1 いわき市公設地方卸売市場開場（中央（花き部）から地方への転換）
- 〃 28. 11. 30 「福島県卸売市場整備計画（第 9 次）」公表
- 〃 30. 6. 22 近年の流通の多様化等の情勢に対応するため、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」が公布された。
- 令和 2. 6. 21 「卸売市場法」の一部改正
- 〃 2. 6. 21 「卸売市場法施行令」の一部改正
- 〃 2. 6. 21 「卸売市場法施行規則」の一部改正
- 〃 2. 6. 21 「福島県卸売市場条例を廃止する条例」（県条例第 60 号）及び「福島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則」（県規則第 45 号）が施行され、「福島県卸売市場条例」及び「福島県卸売市場条例施行規則」が廃止された。

3 補助事業の実績（消費地市場）

項目 整備年度	事業実施主体(市場の名称)	総事業費	左の内訳		施設整備費の財源内訳				
			用地取得費	施設整備費	国庫補助金	県補助金	地方債	事業主体 一般財源	その他
		百万円	百万円	百万円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和43年	白河市（白河市公設地方卸売市場）	32.9		32.9	0	4,940	27,000	1,003	0
46～48年	福島市（福島市中央卸売市場）	2,527.3	316	2,211.3	628,972	114,400	1,711,000	72,930	0
48～50年	会津若松市（会津若松市公設地方卸売市場）	2,036.6	〔S45先行 取得 136〕	2,036.6	82,500	41,250	1,912,700	175	0
48年	白河市（白河市公設地方卸売市場） 水産物部設置	118.3	〔S46、47先行 取得 30〕	118.3	0	25,000	92,500	806	0
48～51年	いわき市（いわき市中央卸売市場）	5,468.7	415	5,053.7	1,564,972	312,994	3,559,794	30,919	0
50年	富岡町（富岡町営地方卸売市場）	89.5	—	89.5	0	15,000	67,700	6,899	0
53年	二本松市（二本松市公設地方卸売市場）	167.8	〔先行取得〕	167.8	41,843	20,731	102,400	2,872	0
53年	福島市（福島市中央卸売市場） 施設改良工事	131.8	34.8	97	23,440	4,640	103,000	736	0
54年	〃	649.4	—	649.4	172,042	34,146	443,000	225	0
54年	二本松市（二本松市公設地方卸売市場） 施設改良工事	8.18	—	8.18	0	2,726	5,400	54	0
57年	〃	24.1	—	24.1	4,858	2,402	16,800	71	0
57年	会津若松市（会津若松市公設地方卸売市場） 施設改良工事	77.2	—	77.2	15,551	7,688	53,900	100	0
60年	福島市（福島市中央卸売市場） 青果部仲卸業者買荷保管所等施設改良工事	397.4	—	397.4	97,227	19,388	272,000	8,769	0
61～62年	いわき市（いわき市中央卸売市場） 花き棟新築工事	193.7	—	193.7	40,455	6,853	145,000	1,416	0

項目 整備年度	事業実施主体(市場の名称)	総事業費	左の内訳		施設整備費の財源内訳				
			用地取得費	施設整備費	国庫補助金	県補助金	地方債	事業主体 一般財源	その他
		百万円	百万円	百万円	千円	千円	千円	千円	千円
平成2年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 水産棟買荷保管積込所増築工事	44.8	—	44.8	14,489	2,301	24,800	3,245	0
3年	福島市(福島市中央卸売市場) 青果棟屋根葺替及びトップライト取付工事	256.9	—	256.9	85,854	13,121	148,300	9,649	0
4年	福島市(福島市中央卸売市場) 水産棟屋根葺替及びトップライト取付工事	239.4	—	239.4	79,246	12,344	142,700	5,151	0
4年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 青果棟買荷保管積込所増築工事	182.0	—	182.0	47,145	7,470	118,500	8,929	0
4~5年	相馬総合卸売市場(相馬総合地方卸売市場)	988.3	—	988.3	190,334	94,231	0	142,306	(公庫資金) 561,521
5年	福島市(福島市中央卸売市場) 水産棟買荷保管積込所増築及び受変電設備改良工事	230.4	—	230.4	58,641	9,286	161,820	665	0
5年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 青果棟消火設備排水管路の改良	41.9	—	41.9	11,782	1,867	27,200	1,012	0
6~7年	会津若松市(会津若松市公設地方卸売市場) 花き棟新築工事	577.4	—	577.4	92,353	45,802	425,200	22,497	0
6~7年	福島市(福島市中央卸売市場) 冷蔵庫1号棟改良工事	378.8	—	378.8	77,449	13,336	287,000	1,027	0
8年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 冷蔵庫機械設備改良工事	173.9	—	173.9	46,319	6,974	109,800	10,760	0
10年	福島市(福島市中央卸売市場) 衛生施設設備改良工事	101.4	—	101.4	20,393	4,044	76,700	223	0
10~13年	郡山市(郡山市総合地方卸売市場)	15,899.0	5,438.1	10,460.9	2,264,246	1,127,946	7,065,140	3,594	0
10年	白河市(白河市公設地方卸売市場) 災害復旧工事	275.7	—	275.7	80,705	40,015	154,200	785	0
13~14年	福島市(福島市中央卸売市場) 花き部設置工事	304.0	—	304.0	86,118	17,143	200,400	352	0

項目 整備年度	事業実施主体(市場の名称)	総事業費	左の内訳		施設整備費の財源内訳				
			用地取得費	施設整備費	国庫補助金	県補助金	地方債	事業主体 一般財源	その他
平成23年	福島市(福島市中央卸売市場) 災害復旧工事	百万円 27.3	百万円 -	百万円 27.3	千円 18,194	千円	千円	千円 9,098	千円 0
23~24年	いわき市(いわき市中央卸売市場) 災害復旧工事	168.9	-	168.9	112,328		14,100	42,441	0
23年	郡山市(郡山総合地方卸売市場) 災害復旧工事	16.3	-	16.3	8,165			8,166	0
23年	地方卸売市場東印郡山青果株式会社 災害復旧工事	5.3	-	5.3	2,627			2,627	0

4 県内卸売市場関係団体（消費地市場）

名 称	代 表 者	会 員 数	所在地	電話番号
福 島 県 青 果 市 場 連 合 会	会 長 佐 藤 洋 一	県内青果物卸売業者等 会 員 8	〒965-0006 会津若松市一箕町鶴賀字舟ヶ森480 (丸果会津青果(株)内)	0242-25-1234
福 島 県 水 産 市 場 連 合 会	会 長 石 本 朗	県内水産物消費地卸売業者等 会 員 9	〒960-0113 福島市北矢野目字樋越1 (株福島丸公内)	024-553-1111

5 卸売市場行政に関する県の窓口

消費地市場

機関名	卸売市場の所在する地域	電話番号
農林水産部農産物流通課	卸売市場に関する制度全般	024-521-7354
県北農林事務所農業振興普及部農業振興課	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	024-521-2604
県中農林事務所農業振興普及部農業振興課	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡	024-935-1308
県南農林事務所農業振興普及部農業振興課	白河市、西白河郡、東白川郡	0248-23-1557
会津農林事務所農業振興普及部農業振興課	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	0242-29-5303
南会津農林事務所農業振興普及部農業振興課	南会津郡	0241-62-5253
相双農林事務所農業振興普及部農業振興課	相馬市、南相馬市、相馬郡、双葉郡	0244-26-1148
いわき農林事務所農業振興普及部農業振興課	いわき市	0246-24-6160

水産物産地市場

機関名	卸売市場の所在する地域	電話番号
農林水産部水産課	水産物産地市場に関する制度全般	024-521-7376
水産事務所総務課	県内全域	0246-24-6174